# 令和８年度町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税は前年（令和７年１月１日から令和７年12月31日まで）の所得に基づき課税されます。町では提出された申告書の内容に基づき町民税・県民税の課税・国民健康保険税等の資料といたしますので、下記を参照の上、必要な人は提出してください。なお、ホームページでは、町民税・県民税の申告書の作成や、税額の計算もできます。作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して税務課住民税担当に提出してください。FAX や電子メール等による提出はできません。詳細はホームページをご覧ください。

※この手引きは、令和７年 11 月末日現在の地方税法に基づいています。今後、税法の改正がされたときは改正後の税法により税額を計算します。

## 1　申告書を提出しなければならない人

**●町民税・県民税申告書の提出について**

・添付書類及び申告書の記載に不備がないかを確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。
・申告書の記載が終わっていて提出のみの人は、1 階の税務課（④番窓口）で提出できます。ただし、控えは発行できません。作成済みの申告書の提出のみ受付いたします。
・ご来庁いただく際は、申告関係書類の他に、マイナンバーカード・顔写真付きの身分証明書をご持参ください。代理申告をする際は、委任状が必要な場合があります。（現在も三芳町に住民登録があり、同世帯の人であれば基本的に委任状は不要です。）

○下記に関わらず、税務署に確定申告書を提出する人は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

**（1）給与所得者で次に該当する人**

①勤務先から三芳町役場へ給与支払報告書の提出がなかった人（勤務先に確認してください）。
・パート・アルバイト等を含みます。
・２ケ所以上から給与がある人は、全部の勤務先からの給与支払報告書の提出が必要です。
②年末調整をしていない人で、控除を追加したい人。
③給与所得以外に所得がある人
・給与所得以外の所得が 20 万円以下の人は、確定申告の必要はありませんが、町民税・県民税についてはすべての所得の申告が必要となります。

**（2）給与所得者以外で、次に該当する所得があった人**

営業等、農業、不動産、雑、配当、譲渡、一時、山林、退職所得。

**（3）令和７年中に収入はなかったが、次に該当する人**

・税証明（課税、非課税、所得証明）を発行する必要がある人。
・国民健康保険の被保険者及びその世帯主。
・後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者及びその世帯全員。

**（4）三芳町以外に住民登録があり、三芳町内に事業所又は家屋敷を有する人**

・均等割のみ課税になる場合があります。

## 2　町民税・県民税の税額計算の方法

町民税・県民税は所得割と均等割と森林環境税の合計額です。

**（1）所得割**

前年中の収入金額 → 必要経費等を控除 → 損益通算 → 合計所得金額 → 損失の繰越控除 → 総所得金額等※ → 所得控除（・社会保険料控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寡婦、ひとり親控除 ・勤労学生、障害者控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除 ・扶養控除 ・特定親族特別控除 ・基礎控除 ・雑損控除 ・医療費控除）→ 課税所得金額 → 税額計算 → 算出税額 → 税額控除 → 納付税額

※損失の繰越控除後の総所得金額、山林所得金額、退職所得金額、分離課税の所得金額

**●所得割の税率**

・町民税……一律6%　・県民税……一律4%　※分離課税の所得については、それぞれの税率

**（2）均等割**

・町民税……3,000 円　・県民税……1,000 円

**（3）森林環境税**

・森林環境税（国税）……1,000 円

分離課税に係る所得等のある方は、町役場税務課へ「町民税・県民税申告書（分離課税専用）」をご請求ください。

令和８年度分　町民税・県民税　申告書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所 | 三芳町大字藤久保 1100-1 | 整理番号 | |
| 1月1日現在の住所 | 同上 | 業種又は職業 | 会社員 |
| フリガナ | ミヨシ タロウ | 電話番号 | 258-0019 |
| 氏名 | 三芳 太郎 | 個人番号 | ○○○○△△△△××××× |
| 生年月日 | 明・大・昭(平)・令 54・6・7 | 世帯主の氏名 | 三芳 太郎 |
| 続柄 | 本人 | 基本コード | |
| 住所コード | | 行政区コード | |
| 組織コード | | 世帯コード | |

付　受　印　（あて先）三芳町長

提出年月日　年 8　月 2　日 16

**3　所得から差し引かれる金額に関する事項**

| | | |
|---|---|---|
| ⑬社会保険料控除 | 社会保険の種類 | 支払った保険料 |
| | 社会保険・国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療 | 360,000 円 |
| | 社会保険・国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療 | 319,200 |
| | 合計 | 679,200 |
| ⑭小規模企業共済等掛金控除 | | 円 |
| ⑮生命保険料控除 | 新生命保険料の計 円 | 旧生命保険料の計 130,000 円 |
| | 新個人年金保険料の計 60,000 円 | 旧個人年金保険料の計 円 |
| | 介護医療保険料の計 10,000 円 | |
| ⑯地震保険料控除 | 地震保険料の計 55,000 円 | 旧長期損害保険料の計 円 |

⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除 [ □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚還 ]　⑱ □ ひとり親控除　⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳障害者控除

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ ミヨシ ハナ | 氏名 三芳 ハナ | 障害の程度 ☑身体 □療育 □精神 □要介護 2 級度 |
| | 個人番号 | ○○○○○××××△△△△ | |
| 2 | フリガナ | 氏名 | 障害の程度 □身体 □療育 □精神 □要介護 級度 |
| | 個人番号 | | |

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

| | | |
|---|---|---|
| 配偶者 | フリガナ ミヨシ ハナコ | 生年月日 明・大・昭(平)・令 54・4・15 |
| | 氏名 三芳 花子 | 配偶者の合計所得金額 150,000 円 |
| | 個人番号 ××××○○○○△△△△ | □ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く） |

㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ ミヨシ イチロウ | 氏名 三芳 一郎 | 生年月日 明・大・昭(平) 18・12・20 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 子 |
| | 個人番号 | △△△△○○○○××××△△△△ | | 控除額 33 万円 |
| 2 | フリガナ ミヨシ ハナ | 氏名 三芳 ハナ | 生年月日 明・大・昭(平) 22・10・2 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 母 |
| | 個人番号 | ○○○○××××△△△△ | | 控除額 45 |
| 3 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 明・大・昭・平・令 ・・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄 |
| | 個人番号 | | | 控除額 |
| 4 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 明・大・昭・平・令 ・・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄 |
| | 個人番号 | | | 控除額 |

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ ミヨシ ジロウ | 氏名 三芳 次郎 | 生年月日 平・(令) 2・3・4 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 子 |
| | 個人番号 | △△△△××××○○○○ | | |
| 2 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 平・令 ・・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄 |
| | 個人番号 | | | |
| 3 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 平・令 ・・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄 |
| | 個人番号 | | | |

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ㉗雑損控除 | 損害の原因 | 損害年月日 ・・ | 損害を受けた資産の種類 |
| | 損害金額 円 | 保険金などで補填される金額 円 | 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円 |
| ㉘医療費控除 | 支払った医療費等 320,000 円 | 保険金などで補填される金額 68,000 円 | |

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 収入金額等 | 事業 | 営業等 | ア 5,000,000 円 |
| | | 農業 | イ |
| | 不動産 | | ウ 1,000,000 |
| | 利子 | | エ |
| | 配当 | | オ |
| | 給与 | | カ 5,200,000 |
| | 雑 | 公的年金等 | キ |
| | | 業務 | ク |
| | | その他 | ケ |
| | 総合譲渡 | 短期 | コ |
| | | 長期 | サ |
| | | 一時 | シ |
| 2 所得金額 | 事業 | 営業等 | ① 1,400,000 |
| | | 農業 | ② |
| | 不動産 | | ③ 600,000 |
| | 利子 | | ④ |
| | 配当 | | ⑤ |
| | 給与 | | ⑥ 3,720,000 |
| | 雑 | 公的年金等 | ⑦ |
| | | 業務 | ⑧ |
| | | その他 | ⑨ |
| | | 合計（⑦+⑧+⑨） | ⑩ |
| | 総合譲渡・一時 | | ⑪ |
| | 合計 | | ⑫ 5,720,000 |
| 4 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除 | | ⑬ 679,200 |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | | ⑭ |
| | 生命保険料控除 | | ⑮ 70,000 |
| | 地震保険料控除 | | ⑯ 25,000 |
| | 寡婦、ひとり親控除 | | ⑰～⑱ |
| | 勤労学生、障害者控除 | | ⑲～⑳ 530,000 |
| | 配偶者（特別）控除 | | ㉑～㉒ 330,000 |
| | 扶養控除 | | ㉓ 780,000 |
| | 特定親族特別控除 | | ㉔ |
| | 基礎控除 | | ㉕ 430,000 |
| | ⑬から㉕までの計 | | ㉖ 2,844,200 |
| | 雑損控除 | | ㉗ |
| | 医療費控除 | 区分 □ | ㉘ 152,000 |
| | 合計（㉖+㉗+㉘） | | ㉙ 2,996,200 |

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

**5　給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法**

□　給与から差引き（特別徴収）
☑　自分で納付（普通徴収）

備考

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

※従来の医療費控除は、4 所得から差し引かれる金額の㉘医療費控除の区分欄には、何も記入しないでください。
セルフメディケーションの場合は、区分欄に「1」を記入してください。

**◎前年中所得のなかった人の記入例（裏面 16）**

16　前年中所得のなかった人の記入欄

例：扶養又は仕送りで生活（住所：○○県 ×× 市○○町○ー○、三芳 次郎、続柄 夫）、病気療養、預貯金で生活など

**●添付書類について**

・医療費控除を申告する場合、「医療費控除の明細書」を記載の上、必ず添付してください。領収書の添付は必要ないため、ご自宅で保管してください。
・社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等の控除証明書は必ず添付してください（複写可）。添付がない場合、正しく控除額の計算ができません。

申告書の書き方がわからないとき、また申告についてご不明な点がありましたら、税務課住民税担当までお問い合わせください。

**三芳町役場税務課住民税担当**

**TEL** 049-258-0019／**内線**131 ～ 134

# 申告書の書き方

## 1．収入金額等及び２．所得金額の記入の仕方

ア①営業等所得……卸売業、小売業、製造業等の営業から生ずる所得や保険の外交員、作家、俳優などの自由職業から生ずる所得です。
収入金額をアに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を①へ記入してください。

イ②農業所得……米、麦、野菜、果樹の生産などの事業から生ずる所得です。
収入金額をイに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を②へ記入してください。

ウ③不動産所得……地代、家賃などから生ずる所得です。
収入金額をウに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を③へ記入してください。

**※ア、イ、ウの所得がある人は、記帳・帳簿等の保存が必要となります。**

エ④利子所得……利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得です。
（源泉分離課税分を除きます。）

オ⑤配当所得……法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得です。
※配当所得については、申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を用いて計算してください。

カ⑥給与所得……給料、俸給、賃金、賞与などの所得です。
勤務先からの源泉徴収票は必ず添付してください。
なお、源泉徴収票のない人は申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。

給与所得の計算方法

| | |
|---|---|
| A　給与等の収入金額 | ＿＿＿＿＿＿円 |

申告書の「1収入金額等」のカに「A」の金額を転記してください。

| A の金額 | 給与所得 | |
|---|---|---|
| 1 円以上　650,999 円以下 | | 0 円 |
| 651,000 円以上　1,900,000 円以下 | A−650,000 円 | 円 |
| 1,900,001 円以上　3,600,000 円以下 | A÷4（千円未満切捨て）＝α ,000 円 | α×2.8−80,000 円　円 |
| 3,600,001 円以上　6,600,000 円以下 | A÷4（千円未満切捨て）＝α ,000 円 | α×3.2−440,000 円　円 |
| 6,600,001 円以上　8,500,000 円以下 | A×0.9−1,100,000 円 | 円 |
| 8,500,001 円以上 | A−1,950,000 円 | 円 |

| | |
|---|---|
| B　上記の表に当てはめて計算した給与所得金額 | ＿＿＿＿＿＿円 |

Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された金額Bを申告書の「２所得金額」の⑥に転記してください。ただし、以下の条件Ⓐ又はⒷに当てはまる場合は、下記のとおり計算し、算出された金額を申告書の「２所得金額」の⑥に転記してください。

Ⓐ「A　給与等の収入金額」が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
ア　本人が特別障害者に該当する者
イ　年齢23歳未満の扶養親族を有する者
ウ　特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

Ⓐに該当する場合の計算方法

| |
|---|
| B − ［{A（1,000万円を超える場合は1,000万円）−850万円} ×0.1］ |

Ⓑ「B　給与所得」の金額と「C　公的年金等に係る雑所得」の金額の合計額が10万円を超える場合

Ⓑに該当する場合の計算方法

| |
|---|
| B −［{給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）} − 10万円］ |

キ⑦雑所得（公的年金等）……国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得です。
収入金額……源泉徴収票に記載された金額を記入してください。また、源泉徴収票を申告書に添付してください。
公的年金等（雑所得）の計算

| | |
|---|---|
| A　公的年金等の収入金額 | ＿＿＿＿＿＿円 |

申告書の「1 収入金額等」のキに「A」の金額を転記してください。

| 区分 | | A の金額 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000 万円以下 | 1,000 万円超 2,000 万円以下 | 2,000 万円超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 以後に生まれた人 | 昭和36年1月2日 | ～ 1,299,999 円 | A−600,000 円（A≦600,000 は 0 円） | A−500,000 円（A≦500,000 は 0 円） | A−400,000 円（A≦400,000 は 0 円） |
| | | 1,300,000 円 ～ 4,099,999 円 | A×0.75−275,000 円 | A×0.75−175,000 円 | A×0.75−75,000 円 |
| | | 4,100,000 円 ～ 7,699,999 円 | A×0.85−685,000 円 | A×0.85−585,000 円 | A×0.85−485,000 円 |
| | | 7,700,000 円 ～ 9,999,999 円 | A×0.95−1,455,000 円 | A×0.95−1,355,000 円 | A×0.95−1,255,000 円 |
| | 65歳未満 | 10,000,000 円～ | A−1,955,000 円 | A−1,855,000 円 | A−1,755,000 円 |
| 以前に生まれた人 | 昭和36年1月1日 | ～ 3,299,999 円 | A−1,100,000 円（A≦1,100,000 は 0 円） | A−1,000,000 円（A≦1,000,000 は 0 円） | A−900,000 円（A≦900,000 は 0 円） |
| | | 3,300,000 円 ～ 4,099,999 円 | A×0.75−275,000 円 | A×0.75−175,000 円 | A×0.75−75,000 円 |
| | | 4,100,000 円 ～ 7,699,999 円 | A×0.85−685,000 円 | A×0.85−585,000 円 | A×0.85−485,000 円 |
| | | 7,700,000 円 ～ 9,999,999 円 | A×0.95−1,455,000 円 | A×0.95−1,355,000 円 | A×0.95−1,255,000 円 |
| | 65歳以上 | 10,000,000 円～ | A−1,955,000 円 | A−1,855,000 円 | A−1,755,000 円 |

| | |
|---|---|
| C　上記の表に当てはめて計算した公的年金等に係る雑所得金額 | ＿＿＿＿＿＿円 |

Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された金額Cを申告書の「2 所得金額」の⑦に転記してください。

（裏面につづく）